

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成16年度第5回会議）
開催日時	平成16年7月15日 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎 庁議室
出席者	出席者） 森田会長、本間副会長、海老沢委員、川又委員、清水(文)委員、村松委員、猪原委員、梅村委員 （欠席者） 齋藤委員、清水(幸)委員、祐成委員、橋本委員 （事務局・職員） 牧野児童青少年部長、富田子育て支援課長、村野保育課長、青柳児童青少年部主幹、神谷主査、白戸主事
議題	保育所入所選考基準の改定について
会議資料の名称	(1) 西東京市保育所入所選考基準の改定について (2) 西東京市保育所入所選考基準 (3) モデルケース
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>森田会長：</p> <p>今回から入所基準の見直しという新しいテーマとなっております。</p> <p>今回のテーマは3回くらいの審議で決定したいと考えております。この問題については保護者会の方々にも、もしご参加いただけるようでしたら、ということで要請はしたのですが、おいでにならないということでしたので、私どもの審議だけで話を進めさせていただくこととなります。</p> <p>まず、3回でどうやって入所選考基準を議論していこうかということ、事務局と私の方で話をさせていただきました。今入所選考基準というものが一体どういう問題を抱えているのかということ、少し整理した上で、西東京市ではどのような考え方に基づいて、この入所選考基準をつくっていくかということを考えていかなければならないということになっています。今日は、様々な情報をまずみなさんに共有していただいて、そして考えるときの材料としていただきたいと思います。</p> <p>一般的に入所選考基準の問題ということになりますと、これは国の方で定めている保育に欠ける子どもたちという入所の要件がありまして、その子ども達について具体的には保育に欠けるとはどのようなものを指すのかということになるのです。これがなぜ問題になってくるのかといいますと、一つは運営費の補助が国から出てきているので、入所基準を作らなければいけない、というのもひとつと思います。もうひとつ非常に大きな問題は、今保育園には現実的には入れない子ども達が結構いて、そしてどういう条件の人達を優先して入れるのか、ということが背景にあるからなのです。これはみんなが入れれば、そんなにこの入所の基準というのを議論しなくてよいのですね、その要件にさえ入っていればだれでも入所できるので。問題は、入れない状況が背景にあるから、こうした基準を議論しなければいけないということになるわけです。ですからこの西東京市ではどういう子どもたちを優先して入所させるか、ということはこの議論の中で詰めていかなければいけないと思っております。</p>	

それから、もうひとつ私が考えているのは、どういう子ども達をまず優先して西東京市では入れていくのかということと同時に、入所選考ということにかかわっては、自分が入れるのかどうかということが非常に大きなポイントになってきますので、私のところがなぜ入れなかったの、ということに対する説明責任がきちんとなされないと、なかなか市民としては納得できないということがあります。それで市民にわかりやすい基準であってほしいということも、私はいくつかの市の基準を見ていまして感じています。やはり専門家だけが、あるいは役所の中だけでわかっている、というのではなくて、だれもが納得できるようなわかりやすい基準で、しかも、みなさんが納得できるような条件を作り出すということが非常に重要なポイントだろうと思っています。

そういう意味で、どうやって議論を進めていけば今話をした、どういう子ども達を優先して入れるのかということ、そしてわかりやすい基準を作り出すのかということ、大きくはこの二つに集約できると思うのですが、そういったことが実現されるのかということ、この3回で議論していきたいと思います。

そこで今、保育課の方で感じている入所の基準という問題について、まず私どもにご説明いただいて、その問題点を整理していただいたうえで、私達のこれからの議論を始めたいと思います。

事務局：（資料説明）

森田会長：

まず、この基本的な課題を確認したうえで、西東京市の選考基準が現在どうなっているかということをお話していただいて、学習しなければいけませんよね。

とりあえずこの基本的な課題というところをみなさんでまず共有しまして、そして入所選考基準が今現在こうなっていますというのを、まずこの点数幅の問題で説明していただきます。

事務局：

西東京市保育所入所選考基準ですけれども、まず類型として、居宅外で就労しているか、居宅内で就労しているか、また出産要件、疾病要件などという区分がございます。さらに就労状況でいいますと、外勤いわゆる普通の会社に勤めているサラリーマンの方が、自営でも自分の家でないところでやっている方の区分がありまして、外勤では週に5日以上日中に7時間以上就労している場合は10点で、これが満点になります。それが、時間が減ってきますとだんだん点数が低くなる。これがまた週5日、4日、3日の場合ですと、それぞれこのような点数になっています。

自営の場合になりますと、それが中心的に行っているか、補助的に行う協力者なのかという区分がありまして、それから危険なものを取り扱う業種、たとえば火や刃物を使うようなものと、近くにお子さんがいると危険だということがありますので、そういう業務では多少点数が高くなるような仕組みになっています。現在の場合ですと、外勤で週5日以上ですと10点、自営で中心者で危険なものを扱う業種ですと10点、同じ10点で同点になります。その場合は調整表により、たとえばひとり親ですとプラス3点とか、前年度住民税非課税世帯ですとプラス1点とか、このような加算をつけて、差をつけている状況です。さらに、それでも同じ場合には、申し合わせ事項という別の表を使って差をつける、というように点数化して入所の順番を決めています。

森田会長：

わかりましたでしょうか。要するに入所選考の基準というのは、いわゆる仕事をしているという場合と、出産とか疾病とかいうご本人の場合と、介護や看護の場合と、それから天災等の特別な場合があるのですね。それに対して、全体として配慮すべき事項というのが調整表に出ているのです。調整表というのは意外とわかりにくくて、これも合わせて点数化したほうがよいと言われているのですが、所得とか家族の形態とか、そういうものを基本の柱のところ

ラスマイナスしていくということになっているのです。

この選考基準というものと調整表というものを理解していただいて、この点数幅というのが10点刻みというのは、柱が一桁であるというのは結構わかりやすいとか計算しやすいのですけれども、それだけに非常に調整指数の影響力が大きいということになっているのです。

それからここでは保護者の状況というところで考えられているのは父親の状況ではなくて母親の状況です。もし父子家庭の場合はどうなるのですか。

事務局：
それは母親と同じです。

森田会長：
父親の状況を保護者の状況とするのですね。だから保護者の状況といのは両親ではなくて母親の状況、いわゆる主たる子育てにあたる人の状況というのを考えているというのが次の問題なのです。

それから最終的には入所というのはその子どものためで、たとえば虐待を受けているような子ども達の場合には、親がどのような状況であっても市の判断で入れなければならないのですから、これは情報の公開というところで、子どもと家族のプライバシーを守りながら、でも適切な判断が行われたということ、公開していかなければならないという、非常に難しいところなのです。

梅村委員：
父親の保育に欠ける状況を見るというのは、基本的課題の一つになるほどの何か不都合が大きく出てきたのということがあったのですか、それとも理念的な考え方ですか。

事務局：
たとえば母親が就労していても父親が働いていなければ子どもを見られる状況にあるのではないかということです。現在は父親の状況を加味していないので、母親だけの状況で選考してしまうということになります。したがって、父親の状況も合わせて両方の親をみて判断した方がより適切だろうと考えているのです。

梅村委員：
それは社会的に父親の失業という状況が昔より増えてきたからということですか、それとも不公平感からきたのですか。

事務局
不公平感です。

梅村委員：
お父さんが見ればいいのだからその子は入所しないで、他の子の方を入所させるべきではないか、という不公平感ですね。

川又委員：
私の場合もずっとフルタイムで働いてきて、夫が迎えに行くようなこともあったので、所得の資料は父親も出すけれども、なぜ母親だけが毎年毎年就業証明をださなければいけないのか、それで逆に父親の方は見ないというのは何で男は出さないのに女だけがとっていましたので。

森田会長：
お父さんは働く人、お母さんは育児をする人だけれども働いているから保育園に預けてい

る、という考え方なのですよ。

川又委員：

私も夫と、お互いに条件の合うときに子どもを見るというようにやっていたので、不公平感はありませんね。

森田会長：

問題は、昔は母親の就労条件だけを見るというのは国の基準でもそうだったのですが、「母親の」というのが抜けたのですよね。だから両方見ることができるようになって、具体的には両親の条件を見るのかどうかは各自治体が判断していて、西東京の場合はまだ母親の条件を中心にしているということなのですよ。

ただものの考え方としては、あるべき論と実態論がありまして、たとえば、父親の収入と母親の収入ではかなり違う場合もあるわけで、父親が失業している状況にあっては最優先で早く就労してもらわなければ困る、というような考え方もある、と言う方もいるわけです。

でもこれはそういう問題ではなくて、やはり男女が子育てを平等に担っていくという理念を具体化するという形で選考基準は理念の問題で、実態としてもどちらかが子どもを見られれば、今の社会の中では女性が働いて男性が子どもを見るという家族の形もあるわけですから、そういう考えからみると、両親の条件を平等に見たほうがよいという考えも増えてきているのです。

理念的な問題と実態的な問題とを見ていって、そのうえで、皆様のご意見を、今のこの時期になって西東京市の選考基準が両親の条件をきちんと見るのだ、ということ的前提にするのであれば、それでよろしいですよ。

梅村委員：

そうするとこの従来の選考基準が母親の状況だけではなく父親の状況を見るとなると、父親の状況も点数化していくのでしょうか。

森田会長：

これはまた点数をどうするかというのは別として、「父」「母」というようにして、今まで10点満点だったものが20点満点になるとか、たとえば母子家庭の場合にはどうするかというのはあるので、それはまた後半部分の問題だと思うのです。

両方の基準をきちんと考え、父親の指数も合算して審査するということについては良いですね。あとの問題は、ほかの調整指数のところでは配慮していくということ。

次に情報公開の問題ですけれども、この申し合わせ事項を基本指数と調整指数に組み込むというのは、具体的にはどのようなことなのでしょうか。

事務局：

基本指数は、保育に欠ける要件に沿って作られています。調整指数というのは、要件をもう少し細かくして、要件には当てはまらないけれどもプラスマイナスして、より細かくみてその家庭状況を判断しようというものです。

森田会長：

そうすると、申し合わせというのは何ですか。

事務局：

基本指数があって、調整指数があって、なおかつ同点の場合には申し合わせ事項を加算します。申し合わせ事項というのは、そのときどきによって変化するだろうという見方でつくったものですから、公表していなくて内内の点数となっています。

森田会長：

それを使うことは結構あるのですか。

事務局：

最初に申しましたように点数幅が狭いものですから、同点の場合がかなりありますので、申し合わせ事項で判断するケースが、四月入所の場合はかなりあります。

非公開としているのは、あえて非公開にするような内容のものではないのですが、そのときによって変化するという性格のもので、たとえば虐待とか災害により避難されている方がいるとかいうことがありますので、一定ではない、ということで非公開にしています。

清水(文)委員：

担当の職員の裁量による、という部分が昔はたくさんありましたよね。そんな場合にはこういった申し合わせ事項のようなものが使われるのでしょうか。

事務局：

そういったことを避けるためにも、指数をつけることによって客観的に判断しようというのが、今の入所の考え方になると思います。

清水(文)委員：

でも、申し合わせ事項というのはやはり不明瞭ですよ。

森田会長：

そうすると、基本的なスタンスとして、出来る限り情報は公開できるような形で指数をつくっていくということで、これはみなさんで了解をしたうえで今回の方針を決めていく、ということでしょうね。それをまず決めたいとここでどうするかと考えればよいのです。

そのうえで点数幅の問題は、判断がつくような形で、ウェイトのかけかたを議論していく、同点があまりおきないような、あるいはこのような状態ならば必ず入れるというような枠がある程度決まってくれば、こういうモデルの人はだいたい入れなければいけないんじゃないかということが、この入所基準のところを決まってくればいいわけですね。たとえばフルタイムで働いていて祖父母もいない、という状態であれば入れなければいけないんだ、あるいは一人親でどうしても働き始めたいという人達についてはもう入れなきゃ困るとか、要するにそういう枠組み、どういう状況の人については入ってほしいのかというようなことを議論しながら、そういう条件になっているのかどうかということをしり合わせていって、最終的な条件としていく、ということだと思います。

点数幅の問題については、結果としてどれくらいの点数幅になるのかということを経済的に議論させていただきます。最初からこの点数幅をいくらにするという議論はできないですよ。結果としてきちんと差が出来るような幅を設けるということを確認しておいて、次の問題にいきます。

一番のところは、必要ならば点数幅を広げるということですよ、そうしなければ点数に差がつかないようならばやはり点数幅を広げます。二番目のところは、父親の状況は点数化します。三番目は、情報公開を前提としていくために、できる限り市民に明確にわかるような、公開できるような点数にしていく、という3つの方針でよろしいでしょうか。

清水(文)委員：

この先いろんな生活状況が変わってくるから、きつときおり見直す必要がでてくるのだろうと思いますけど、やはり誰が見てもきちんと点数何点という明確なものがあって始めて、入れるとか入れないとかというようなことになってくるだろうと思うんですよ。市民側からしたら、やはりうちは点数が低いからダメね、と納得できるものにしていただくと、わたしど

ももすごく助かるかな、と思います。

私も、3つの課題のどれもが当然やっていただいたほうがいいかなと、資料をもらったときに思いました。

森田会長：

どうでしょうか、基本的にはこういう方向でよいでしょうか。

梅村委員：

それは良いです。ただし、15年度も16年度も86名の待機児がいるわけで、入所できる人数の枠が広がってはいかない状況で、点数をつけなくて入れればいいなあとは思っていますが。

森田会長：

それは、前提としては入れるような努力、あるいは入らなくてよい方は在宅できちんと育児のできる環境の整備というものが必要で、それは大前提のうえで、入らなければならない子については入れるような基準について議論していくということになります。

海老沢委員：

情報公開をするということは、入所決定の通知書の中に点数が何点でした、ということも含めて載せるということなのでしょう。

事務局：

現在は載せては送ってはいませんが、入所できてもできなくても、問い合わせがあれば点数と順番、何人中の何番目でしたということはお知らせしています。

本間委員：

入れた人はそんなに気にならなくても、入れなかった人は何で、と思われるでしょうね。

海老沢委員：

保育園ではお預かりする側ですから、入所基準がどうなっているのか詳しいことは知りませんでした。頼めばなんとかなるとかいろいろなうわさがあるのですけれども、私も入所者の知り合いにぜひお願いしますとか個人的に言われたことがあって、ぜんぜんノータッチですからお役にたてませんとは言っているのですけれども、結果としてその子が入れたらありがたいございましたとか言われて、何にもしてないのに、変な思い込みみたいなのが一般にあるみたいです。

それで保育園に預ける場合には基本的には親のどちらか、両方が就労ということが多いと思うのですけれども、例えば育児休業をとるので一年間お休みをするので退園しますと、自発的にやめてしまったお子さんがいます。そうしなくてはいけないと思っていたらしくて。一方ではでもやめたくないから、たとえば学校の先生なら近所の子に週何回教えていますので、就労ということにしますとか、そんなことでいいのかなとこちらとしては多少疑問に思っていたこともあります。ひとり親家庭にしても書類や届出上はひとり親であっても、実際にはちゃんと配偶者がいて、でも届出はしていない。だから一人親ではないし、所得も違うのですが、書類上はでてこないような実態も中には少数ですがあります。個人の秘密ですからいちいち告げ口みたいなことはしませんけれども。

川又委員：

籍が入ってないだけで子供にとっては親みたいなもので、いろんな会にでてくれたりとかしていて、おかしいですね。

清水(文)委員：

内職のところにしても、点数が7点になっていますよね。中には保育園に申し込むためだけに内職をしていることにしている人もいます。本当に預けなければならない人がどれだけいるのかということを見ると矛盾を感じるころはありますよね。

梅村委員：
でも実態調査に来られますよね。

事務局：
以前はやっていたようですが、今は現実的にできない状況にあります。

梅村委員：
決定の前には、訪ねては来られなくてもお電話なりで確認されますよね。

森田委員：
今はないですね。

梅村委員：
もう書類だけなのですね。

清水(文)委員：
保育園にお迎えに来られる方の3分の1くらいは、お年よりです。結局は同居か近所にいるということですね。だからそのような条件を整えていくと、案外この待機児はいなくなる可能性もあるかなと思ったりもします。

森田会長：
今だいぶ3番目の話に入ってきていますけれども、およその議論として、いったいどういう状態ならば、保育園に入って子どもとの生活を考えていってほしいか、ということなのですね。その中で、たとえば内職という状態をどう考えるかで、内職でも仕事に従事しているのであれば、それは保育園の申込ができるのかとか、たとえば今内職といっても在宅ワークとかのような形で、従来型の内職ではなくて、図面を引いたりとかいう在宅ワークもありますので、内職という範囲でとらえられるかということとそうでないというのが非常に難しいところで、ちょうど今新しい仕事の形がでてくるころなので、自営と外勤ということと同じような問題とは思っています。

自営でも、例えば美容院の場合ですと子どもがうろうろしている美容院に昔は近所の人が行ったかもしれませんが、今は行かないでしょう。

そういう意味で、自営と外勤をどう扱うか、また残業と通勤時間をどういうふうにするのか、職場から近いところに住むのか遠いところに住むのかというのは、みなさんがそれぞれ努力しているところなのです。だから子どもたちのためとか、家賃が高くても苦勞して近くに住んだら、それが近いから保育園の入所に関して不利になるというのはおかしいのだという議論もありまして、非常に難しいですね。

自営業も、自宅が自営の場所なのか、自宅外なのか、でも近所でやっているのかによっても状況が違ってしまうでしょうし、自営業の場合が外勤に比べて自己判断がきくのかということ、そうとも言えない。自営業であるために、子どもが病気でも店を開けなければならないということもありうるわけです。

今日とはとにかく働き方の部分については議論をして、ある程度方向性を出したいと思っておりますが、自営と、在宅と、外勤という考え方と、残業と通勤時間というのと、何が一番平等かということですね。

例えば、今の西東京市で入所している人で、居宅外労働というのはどのくらいですか。

事務局 :
割合としてはやはり外勤の方が多いと思います。

森田会長 :
自営というのはそんなに多くない。

事務局 :
そうですね。

森田会長 :
外勤の方が圧倒的に多いのですね。その中でもフルタイムの指数10という人はどのくらいでしょうか、多くて2割くらいとよく言われますが。派遣労働でも1日7時間以上勤務される方はいますし、逆にいうと西東京市では4月の段階でいくつくらいの指数の方が入れるのですか。

事務局 :
それは園によって異なりますが、求職の3点で入れる園もあります。

森田会長 :
でも家から遠い園では通えないということで、やはり園を指定するのですよね。

事務局 :
やはり駅に近い保育園とか、便のよい園には応募者がたくさん集まりますから、フルタイムで10点の人でももちろん入れませんし、逆に市の中心から少し離れた園ですと、年齢が低くても3点で入所できてしまう園もあります。

川又委員 :
保育園に入れるような方でも、待機になることもあるのですね。

本間委員 :
でもそれはご本人が園を選んでいるからですよね。

川又委員 :
例えばこの園がよいとかというのは出せるのですか。

事務局 :
市内に保育園が22園ありますので、22園まで希望することも可能です。ただ、だいたい15園くらい希望される方が多いようです。

本間委員 :
86名が待機児ということですが、0歳から3歳くらいまでですか。

事務局 :
今年度で一番希望が多かったのは1歳児で、次が0歳児です。

本間委員 :
4月に入所するのに、12月に手続きしますよね。でも2月3月に生まれると、1年待って申込が12月だと聞いたのですけれども、そうすると4、5、6月に生まれると0歳児の申込ができますよね。そうすると0歳児と1歳児とで人数のバランスというのは違うのではないです

か。12月の申込時で0歳児ということは、4月の段階で、0歳児で入るのですよね。それで0歳児が少なく1歳児が多くなるということはないのですか。

事務局 :

1歳児の待機が多いのは、育児休業をとられる方がいますので、育休明けで申し込むと大体1歳時になります。

森田会長 :

西東京の待機児というのは、1歳を中心としているのですが、問題はむしろそのことよりも便利なところに集中している希望者をどういうふうに対応してあげるのかの方が問題としては大きいように見えます。求職中でも入れるという状況も一方ではあるのですから。それでも入れないところは入れないのですよ。でも定員は埋まっているのですよね。

事務局 :

それでも年齢によっては埋まっていないところもあります。

森田会長 :

だから待機児の中でもここしかダメ、という方もいるのです。

梅村委員 :

育休明けでお仕事される方は、公立に入れなくても認証とかに行くということですよ。なにがなんでも預けなければということで公的機関がだめでも民間にということで待機になっている方もいるのですよね。

森田会長 :

この86名というのはどうですか。

事務局 :

認証保育所や認可外保育室に入ったお子さんを除いています。どこの保育施設にも入っていないお子さんです。

梅村委員 :

約700名の申請者で500名が、許可がおりて、その差の200名から86名を引いた人数が認証に行っているのですか。

事務局 :

700名の申請の中には、転園のお子さんも含まれていますので、転園希望の方はどこかの保育園には入れているわけです。新しい新規の申込の方はもう少し少なくなります。

保育園に申しこんで入れなかった人数は140名で、そのうち認証などに入った方を除いた人数が86名です。その86名の中には求職中などの方もいますので、認可園に入れなかった方が全員、認証に入らなければならない状況ではないのです。

海老沢委員 :

預けられたらお勤めに行こうか、という人もいますからね。

川又委員 :

本当に困っている人が入れているのですよね。

森田会長 :

それはわからないので、本当に困っている人が、指数が上がるようになればよいのですよね。

本間委員：

申請に対して入れる人数は決まっていますよね。

森田会長：

非常に難しいのが、140名の入れなかった人達で、10点に近い人達でも競争率の激しい保育園だと入れないこともある。そういう人で他の保育園に行ったらどうですか、たとえば、ほかの保育園に行くよりは駅前の認証に行きますと、そういう人が50名くらいいたということですね。

事務局：

今、保育園は措置から保護者の選択制になっていますので、保護者の方が選んだ園だけでこちらは考えます。この保育園は空いていますからどうぞ、ということは現在していません。

川又委員：

本当に困ったら相談に来ますよね。

事務局：

相談に来られて希望園を変更したいということであれば、その時点で変更します。またどこでしたら空いていますよ、ということはお話しします。

森田会長：

よく保育園は2段階で入所を審査して、1回目で希望の園に入れなかった人達に、2回目でもう一度調整するということはしているのですか。

事務局：

それは4月入所については行っています。昨年の例ですと、12月1日から28日までが申込期間でした。その後、2月上旬に第一次審査をし、その結果入所内定された方には内定通知をだすのですが、第一次審査で欠員が完全に埋まることはなくて、必ず欠員がでます。その欠員に対して第二次審査を行います。第二次審査については第一次審査で入れなかった方には欠員状況をお知らせして、希望園を変更するのであれば、いつまでに出していただければ変更をしますという通知を出します。そして3月上旬に第二次審査をします。

第二次審査は第一次審査で入れなかった方プラス新たに申し込まれた方になります。取下げをしない限り、第一次審査で入れなかった方は自動的に審査をします。

森田会長：

西東京市には認証保育所がありますから、140名の入れなかった人たちの中には認証に行く人もいるし、他の人に預ける人もいるのです。

だいたいこのような状況ということはわかりましたか。そうすると今現在差をつけていくということで、自営と外勤の取扱いなのですけれども、差をつけるというのは実際に何が平等かということだと思います。外勤と自営と取り扱いに差をつけるということは可能かということです。現実的に無理ならば、差をつけてもしょうがないのですから、差をつけることがお互いに意外に不公平感を感じることになるならば、基本的には同じにする。危険なものを扱う、扱わない、というのも差をつけない。

川又委員：

かえて自営の方が日曜日もやっている人もいるし、自営の方が認証とかお金のかかるところを使わざるをえない場合もありますよね。パートのような外勤よりも厳しいですよね。

森田会長：

海老沢先生は実際に預かっておられて、自営と外勤とを見ておられて、差をつけるというのは現実的かどうかというのはどうでしょうか。自営の人達でここは危険とか。

海老沢委員：

例えば聞いた話ですと、自営の方のお子さんで4歳くらいの大きい子が、親が商売をしているけれども保育園には行かないで、その子はほとんど1日中テレビを見ているというのをある園長が見て、これは絶対保育園に入れた方がいいと思った、というのがあります。親は仕事で忙しいから、子どもは大きい子で聞き分けがあるので、1人でテレビを見て時間をつぶしている。それはそれで1日が過ぎて、親も困っているわけではないのですが、子どもが育つ環境として好ましくない、ということはあると思います。やはり同じ年齢の子ども達と群れて遊んだ方がその子のためには良いのではないかと思いますけれども、親の考えもありますので。自分の目の届くところに子どもがいた方がいいという親だったら、それはそれで仕方ないのですが。

森田会長：

危険なものを扱うか扱わないかということが、親が自営で子どもと一緒にいられるかどうかということとは違いますよね。

子どもがその辺にうろろしては商売にならない、というのなら、一緒にはいられませぬよね。

猪原委員：

やはり、保育に欠ける状態かどうかというのは、危険なものを取扱うかどうかということとは関係がないというのが私の感想です。確かに子どもの育つ環境として、子どもの面倒をみてくれない親がいて、テレビばかり見ている子どもが保育園に行って、いろんな子と遊ぶ方がよいというのはわかるのですが、しかし保育園はそこまでは考える必要はないのではないかと、純粹に保育に欠ける状態とはどういうものなのかということだけにしぼらないと、それまでに広げると基準がきわめてあいまいになってしまう。ある程度割り切るといいますか、保育に欠ける状態ということそれ自体が非常にあいまいな基準なものですから、せめて、そのあいまいさの中でなるべくはっきりしたものにしぼっていくと、そういうことのほうが重要ではないかと思えます。

これは入所の選考基準ということなのですが、入所したあとの継続の基準にはなっていないのですか。もしそうであるとすればこれは後の実態調査をかなりしっかりとやらないと、とにかく入ってしまえばあとはぜんぜん保育に欠ける状態でなくなっても、という人のために本当に保育に欠ける状態の人が入れないということになるので、いくら選考基準をしっかりとやっても、そのあたりをしっかりとやらないとまずいなと、そんな感じに思いました。

森田会長：

私も基本的には、明確にはならない基準は避けたほうがいいだろうと思います。危険か危険でないのかということもそれぞれの感覚とか価値によります。例えば祖父母の問題もそうなのですけれども、祖父母によっては非常に仲の悪い祖父母もいるし、遠くにいらしても積極的にお子さんをみてくださる方もいらっしゃる。客観的に基準としてはっきりできるものは何かということでは、判断基準に入れることはできない。それで各自治体非常に悩んでいて、最低限たとえば65歳以下の健康な方が同居してらっしゃる場合は保育者とみなすと、それくらいのことは常識的な範囲として考えたらどうでしょう。あとは、あまり近居だとか、どのくらい手伝ってくれるかということまでは調べることはできないでしょう。

保育の状態というのはこちらが直接的に把握できる、判断できることについてのみにいれていくというのでどうでしょうか。

それから今もうひとつお話があった継続ということについては、ここは6ヶ月ごとの調査ですか。

事務局：
継続は1年ごとです。

森田会長：

ここは増やすとけっこう事務量が増えるということがありますよね。ただ、子どもの保育ということですので、いつも議論するところですけども、保育園は保育に欠ける子どもが入る場所なので、半年で保育に欠けない状況、あるいは指数が低くなった場合には、出ていただく、ということも含めて考えなければいけないだろうと、そういうことについてはかなり議論が進んでいるところがありますよね。やはり優先順位の高い人たちに入っていただくということはやむをえない状況かもしれませんよね。もちろんそれは最初に議論したように、できるかぎりたくさんの方が入れるような、そういう条件にしなければならないだろうということは前提としても、やはり優先順位の高い人が入るってということですよ。入ってしまえば、という既得権益は避けたいですよ。

たとえば半年にすることによって、効果はあるのでしょうか。やっても効果がないのであれば、やっても仕方ない。

猪原委員：

基準の中に、週に何日通院の状態というのがありますよね。そういう状態とは1年続くということは割と少ないわけで、2、3ヶ月でそういう状態は解消するケースが多いのではないかと感じます。だから1年となると、ラフになりすぎて、なかなか実態に合わなくなってしまわないかと、いう感じもします。せめて半年ぐらいで確認してはと思います。一般的になんでもそうですが、保育所に入れてない人から見ると、あの方がなんでまだ入っているのだろう、そういうふうなことを思うのです。それはかなり実態を知らないところで決めているからであって、もう少し実態の調査をやらないと、結局待機している人、入りたくても入れない人の不満をどれだけ少なくするかという問題が一つだと思うのです。だから実態調査の期間を短くすると同時に実態調査の内容、程度が問題になるのではないかと思います。

川又委員：

精神に病気を持ったお母さんも多いだろうと思います。それはけっこう長期的な問題で、保育を少し軽くしておかないと夜も当然あるので病状が悪化するということですよ。感染症というのは結核か何かかとは思いますが、めったにそういうものはないと思いますが、それはある程度療養が終わったら1年間ずっとは必要ないと思いますので、そういうのはケースバイケースですよ。あと特殊疾病は難病です。これもけっこう続くものなので、ここでいうお母さんが病気というのでは、まわりは預けておいていただきたい、というのでしょうか。あとは虐待とかいうのはとにかく入れちゃって、点を付けて入所させるだろうと思うんですけどね。

森田会長：

ひとつ外勤の場合の問題というのは、フルタイムで働いている人とパートで働いている人たちとの差ですよ。今契約社員だとか、派遣労働だとか、いろんな形での短時間就労が非常に増えてきている。そしてどうしても不安定な人ほど条件が悪くて、なかなか就労継続が難しい。だからきちんと子どもを預かってあげなければいけない、と同時に、じゃあフルタイムの人は入れなくていいのかとなるとまた困るわけですね。

たとえば週3日以上で、短時間就労というようなタイプの方たちというのは、相当たくさんいらっしゃるのですか。

事務局：
非常に多いというのではないですが、かなりいます。

森田会長：
例えばそういう方についていえば、私はよく言うんですけども、週に3日の保育で半分いってもらったらどうですか。

事務局：
今西東京市では一時保育という制度があって、入所の申請をする方で一時保育をこちらから勧めるケースもあります。

森田会長：
問題は料金ですよね。所得が低ければ保育料のほうがいわけですから、一時保育よりやはり保育園に入れた方が安い。保育園は週に3日間の勤務だからといって3日間しか預からないということはないですよ、6日間預けられることもできるので。

海老沢委員：
短時間勤務の方が気楽に勤められていいという人もいると思うし、長時間はいやだという人もいる。

森田会長：
難しいところですよ。

猪原委員：
週3日程度の就労の人というのは職場が安定していないという言い方もできるわけですが、そこまでいくとやはり基準があいまいなので、子どもの保育に欠けるという観点を純粹に考えると、お父さんお母さんが週に3日いない人と週に5日いない人とでは、明らかに5日いないの方が保育に欠けるわけですから、それは単純化してやった方がいいのかなと思います。あまり条件を考えすぎると、基準を作ってもどこかに問題点が出てきて、どうにも判断がつかないのではないかという感じもします。あまり機械的にやってもいけないのでしょけれども。

森田会長：
西東京市としては週3日、1日4時間以上というのが外勤の基準ですよ。
まず一つは外勤と自営で、自営の中の危険なものを扱う業種と扱わない業種というのはもうはずしてよいでしょうか。これはなくして一緒にする。

そして次に、協力者と中心者という考え方なのですが、これはやはり申込されるときに、こういうふうな点数に差があるときには、どちらが中心者ですかおっしゃいますか。

事務局：
申請書類の中に、自営の中心者か協力者かというのを記入する欄がありますので、そこで判断します。

梅村委員：
それでこの基準自体は誰でも見ることができるのですか。申し込みのときにこれがもらえるわけではないですよ。

事務局：
今までは入所のしおりなどには入っていませんが、希望があればお見せしています。

清水(文)委員：

自営の場合、中心者も協力者もなくして一本にできないのでしょうか。それこそご主人も奥様も、自営業といえれば同じだと思うのですよね。外に出る回数とか、配達なんかはご主人の方が出るでしょうけれども。

森田会長：

例えば、実家に手伝いに行くというのは自営じゃないですよね。これは勤務ですよね。今度は両親の分をとるわけだから、結果的には同じになりますよね。自営は一本でいいのではないですかね。

それで、外勤についてどういう点数にしていくかということと、自営の場合は一本にして、その点数をどうするかはもうすこし考えたいですね。もうひとつ、居宅外労働と居宅内労働、いわゆる自宅の中の自営と、これも一本でいいですよね。ただ、居宅外労働と居宅内労働の自営の差はつけておく、というのはどうなのでしょうね。

猪原委員：

必要でしょうね。

森田会長：

これは差をつける。差をつけた場合に、これは何時間自宅で営業されているかを中心としてやればいい。つまり居宅内であろうが居宅外であろうが、基本は、自営は同じ点数ですよね。

川又委員：

同じなのに、分ける必要はないですよね。

森田会長：

なんの差もないというのは、どうでしょうか。

猪原委員：

普通に考えますと、居宅内より居宅外の方が、点数が高くていいのではないのでしょうか。

森田会長：

外勤に近いのですからね。

猪原委員：

結局7時間以上の就労は両方にありますが、それプラス通勤の時間ですからね。当然子どものそばにいられない時間は長く、保育に欠ける状態が多くなるのですから、点数は上がってしかるべきだと思います。同じ方がかえって不公平ではないのでしょうかね。

川又委員：

外勤と居宅外の中心者は日中7時間だと同じ点数ですよね。だからあまり細かく分けることには意味がないんじゃないでしょうか。

森田会長：

例えば、居宅内労働の場合には、内職が7点ということであれば、本来なら自営も7点というのはどうでしょうかね。考え方としては同じことですよね。

川又委員：

内職は基本的にいつでもできて、子どもが寝てからでもできるという考え方ですね。

森田委員：

夜中でも自分で時間の都合がつけられるから、子どもが昼寝している間でもできるということですよ。

海老沢委員：

日中が7時間となっていますけれども、時間で分ける必要はあるのでしょうか。

森田会長：

本来は夜間の仕事をしている場合には、それは保育園の開いている時間帯ではないから、勤務時間とはみなさないですよ。

本間委員：

日中じゃないとダメなのですよ、保育園に預けられる時間帯じゃないと。

森田委員：

だから基本的には同じ考え方だと思うのです。

川又委員：

昼間、この7時間という時間帯で内職をしているといっても、子どもの面倒どころか、そのときテレビを見ているということもありますものね。

森田会長：

だから内職で7時間やっているという形の就労形態の人を7点とするならば、居宅内の自営で7時間というのも7点ではないのでしょうか。今までは、居宅内の自営と内職ではなぜこんなに差がついていたのでしょうか。

事務局：

内職の方が、時間が自由に使えるということから、点数が低いという考え方です。

清水(文)委員：

同じ7時間でも続けるの7時間と、途中で1時間休んでやっても、それでも合計すれば同じ7時間ですよ。

森田会長：

でもこれは日中の7時間なのですよ。

事務局：

一応日中なのですが、実態はそれぞれ都合をつけてやっていると思います。

森田会長：

問題は、自営の居宅内労働の点数が高すぎるのではないかと、ということここでは少し問題提起をしておきたい、ということですよ。そのことが、申し合わせ事項と関連してくるので、あと通勤時間とか、残業時間とかとも関連してきますよ。基本は7時間以上通常は8時間の勤務が基本なのだけれども、常態として残業がある、または自営の場合で営業時間が10時間を超す場合に、これを加味するかどうか、ですけれどもいかがでしょうか。この就労時間と通勤時間とか、営業時間というのは。

川又委員：

基本的に保育の関係でいえば、延長保育を活用するかどうかということにはなるかもしれ

ないですけれども、日中の保育に欠けるということでは基本的には同じですよ。

森田会長：

申し合わせ事項の就労時間では、点数はけっこうプラスになりますよ。11時間の開所時間が保育園は原則ですので、就労時間が8時間半以上の加算というのは、残業時間を常態とするのは普通考えられないことでしょう。

川又委員：

そういう労働をしてはいけませんものね。

事務局：

そうなのですが、勤務証明を見ますとやはり就労規則では8時でも実態としては9時から22時まで、という形で提出される方もいまして、本来ならば労働基準法等には違反しているのしょうけれども、実態としては現にそういう形態があるのではないかなと思います。

川又委員：

公務員等の場合は完全に就業時間しか書きませんから、どんなに残業しようとか一切書かない。現実的にはどういう働き方をしているか、入るところの基準じゃなくて、入った後のサービスの使い方なのかなと思います。

森田会長：

いわゆる常勤職として入る方たちの条件は7時間以上ですよ。8時間ではないのですか。通常公務員の仕事も8時間ではないですか。

事務局：

週40時間ですから、1日8時間です。

森田会長：

7時間ではなくて8時間以上にして、いわゆる常勤職、契約社員とか派遣社員とか、よく常勤パートとか言われますけれども、その人達のところを10点として、7時間、6時間、というふうに点数を下げっていくことの方が現実的ではないでしょうか。

清水(文)委員：

8時間で1時間休憩といっても、その間に子どもの保育はできないですからね。

森田委員：

常勤職か非常勤とかを書く欄はありますか。

事務局：

正職員かパートかという区別はありますが、入所の指数および点数には関係ありません。

森田会長：

基本は8時間、という設定のしかたで、もうそれ以上は配慮しない。残業などの部分は入所のところの差ではないと思うのです。そうしないと、基本的な事項のところでは差がでてこない。何を差とするのかというときに、勤務形態と勤務時間と、家族の有様と、子ども自身の状態、というところを総合的に判断していくという基準にしていくということで、プラスアルファの勤務年数が何年なのかとか就労時間が何時間なのかということをお願いしているのですけれども、これはあまり関係ないと思うのですよ。逆に点数が非常に大きいですよ。

清水(文)委員：

私もそういう気がします。これはみなさんが一斉にパートに出たという時代がありましたよね、これはそのときの対応じゃないかなと思ったのですけれどもね。10年以上も働いている人と、保育園に入れるためにパートに出る人との差をつけるために申し合わせ事項でできたのかなと思ったのです。

川又委員：

プラス5というのはね。

事務局：

申し合わせ事項というのは、同点の人どうしを比べる場合の指数です。

森田会長：

たとえばパートで指数が3の人が二人いた場合に、何年働いたかで差をつけるということですね。

清水(文)委員：

やはり必要でやってきたのですね。

森田会長：

自営と外勤の取扱いについては同じような就労として見るというのはよろしいですね。そして残業時間については、基本としては考慮しない。残業時間を考慮するというのは保育とは違いますよね、親たち出来る限り残業しないように努力すべきだし。本来ならば親たちが努力すべきことだけれども、夜8時までの保育をこちらは保証しているわけだから、入所とは関係ない。

ただ申し合わせの事項のことをどうするのかというのは若干保留とさせていただいて、それに伴って通勤時間も考慮しない、ということはどうでしょうかね。

清水(文)委員：

それでいいと思います。

森田会長：

純粋な契約している勤務時間と、それから自営の場合も就労している時間で扱う。それでいいですか。

そうすると、次にモデルケースの説明をしていただいて、次回出産とか疾病とかの勤務以外の項目について、いろんな問題がからんできますので、考え方をみなさんと共有しておきたいと思うのですが。

事務局：

正規の職員で就労している方、パートで就労している方、単親世帯の場合、疾病、看護というような、どのような要件だとこのような点数になりますよ、というのをモデルケースにしてあります。

森田会長：

同居祖父母に要件なしのため受付不可、というのはどういうことなのですか。

事務局：

今の基準では、同居している祖父母が65歳未満の場合には、祖父母が子どもを見る事が出来るとみなしますので、保育の要件がないということになりますから、申込ができないという

ことになります。

森田会長：
これはどこに書いてあるのですか。

事務局：
条例施行規則の2条の(2)に書いてあります。保育ができない人はどういう人が、という中に、65歳以上の人というのがあります。

森田会長：
この方の場合は同居ですか。

事務局：
同居です。

森田会長：
別居ならばいいわけですよ。それでこの場合は要件なしということになるのですね。そうするとこの中で一番になるのは、ひとり親で求職中、生保を受給していて祖父母もいない、この人が1位になりますね。2位の方は、母親がいなくて父子家庭で外勤、自宅で祖母が保育をしている、父方の祖父母は65歳以上なのだけでも保育をしていると。だから該当するのでこの人が第2位ですね。それから第3位が共働きで認証保育所に預けている。第4位は母親が精神疾患で、自宅で祖母が保育をしている。祖父母は別居しているのですね。

川又委員：
祖母が通ってきて子どもをみているのですよね。

森田会長：
それから5位が、母親が就労していて、父親が保育している。6位が自営業。7位が、父親が精神疾患で、母親が看護していると、これはきついですね。この例が7位というのはきついですね、こういう例があるかどうかは別として。8位は母親が通学ですね。9位が、母親が求職中。だいたい今はこういう感じなのですね。

本間委員：
この9位で父親が障害とあるのですけれども、母親が求職中で、父親が外勤の正社員で、障害者手帳を持っているとなっていますね。

川又委員：
障害者手帳をもっているけれども、普通に勤務していますよね。

事務局：
ただ現行では主たる保育者の母親しか見ていませんから、母親が求職中ですから、3点になります。

清水(文)委員：
父親はぜんぜん見てないのですよ。母親の求職中だけを見ているから、9位なのですよ。

森田委員：
今日確認したことでいうと、父親の就労状況、生活状況ということをきちんと見よう、ということでこの点はクリアできる。もう一つは勤務時間の問題で、8時間とするのか7時間とす

るのかを確認しようと。それからもう一つは自営の問題をどういうふうに扱うかを確認したんですね。あとは内職をどう扱うかについて確認しましたが、内職については基本的には時間数で、在宅ということで、そのままよろしいでしょうか。

清水(文)委員：

昔のイメージの内職、袋貼りとかのイメージだと思うのですが、自宅でコンピューターを使って仕事をやっているような方も内職とみなすのか、あるいはその人達は、それは自営のようですね、機械を駆使してITでやっている人は。そのへんはどうするのか。いわゆる在宅ワークという、今は形が変わっていますので、この内職というくくりをもう少し検討したらいいのかしらと思うのですが。

川又委員：

内職の場合だと、どこかの証明をとるのですか。

事務局：

内職証明というのを、いただいています。たとえば授産所であれば、社会福祉協議会で発行しているものを提出してもらいます。

川又委員：

すぐく時間もあいまいに書けそうだなと思いますね、厳しく書かないで。

森田会長：

なかなか難しいですね。だいたいモデルケースを見ていただくと、一番大変なのが、本人の病気、本人という父、母両方ですね、親の病気ということはどう見ていくのか、ということと、あと虐待などの子ども自身がこうむっている被害というか、いわゆる不適切な養育をしているようなケースの、養育が不適切であるということで、市長判断で入所させるというようなケースもありますよね。そういう例に対して、どういう情報公開をするのかということと、それは特例として除いてしまっているのかということですね。保育園は児童福祉施設ですから、必ずそういうものがあるはずですし、しなければならぬですね。

事務局：

特例にあたるかとは思いますが、入所選考基準の最後にはうたってありますが、それをどういうふうに説明するかということですね。

森田会長：

その問題は最後に残させていただいて、次回ですけれども、求職とか内定とかの扱いですとか、また就労でいうと夜勤の扱いっていうのもありますよね。でも夜勤というのも同じですよ、勤務時間でいいですよ。

清水(文)委員：

そういう気がしますよね。昼間やはり寝ないといけないわけですから。今、女性でもこういう勤務形態が多いですよ。

森田会長：

基本的には勤務時間、いわゆるのべ時間数で、1日に、あるいは1週間で40時間、それで5日間ならば8時間という計算をしてもらおうということはどうでしょうね。今はそういう計算ではないですか。

事務局：

今は、夜勤は昼間に家にいますから、内職として見ています。ただ、夜勤の取扱いが時間帯の問題もありまして、どこまで夜勤の時間なのか、というのも難しい判断なのですね。現行のやり方ですと、一律内職扱いとしていますが、これも問題があるかなとは思っています。

川又委員：

オールナイトではなくて、12時くらいまでの勤務者もこういうところに入るのですか。

事務局：

それは、今はケースバイケースで判断しています。

清水(文)委員：

タクシーの運転手さんも女性が増えましたからね。こういう方々は夜中の2時3時くらいまでとかね。

森田会長：

いずれにしてもこれだけ就労形態が多様化してくると、やはり本当は1ヶ月に何時間勤務しているかということで、1日で割って行くということもしなければならなくなる時期がくるかもしれないけれども、少なくとも今の段階だと、1週間の勤務時間で40時間を基準にしておいて、40時間をいわゆる常勤職というか正規職員の基準というふうに考えておき、夜勤の場合も、たとえば夜10時間を4回繰り返していれば40時間とすると、そのような考え方ができないのではないのでしょうか。

川又委員：

保育園としてはある程度一定の時間に送り迎えしてもらおうという、そういうルールをちゃんと守っていただくということにすればよいですね。

森田会長：

例えば夜勤務している人で、守衛さんのような仕事をしていて、夜だけ、たとえば夜7時から翌朝8時までですとか、12時間を越えるような勤務なのですから、その間に仮眠をとっていいよ、ということで12時から13時間の勤務をされている方がいらっしゃるんですけども、そういうような仕事を指しているのですか。

事務局：

そうですね。夜間の勤務を常態としているということが、基準表に書いてある考え方だと思いますね。

森田会長：

そういう仕事の方もけっこういらっしゃると思います。

夜勤の問題とか、土日勤務の問題とか、いま勤務形態が非常に多様化してきていますので、勤務状況をきちんと配慮しようとする、そういった新しい条件を考えなければいけません。基本としては、時間数を割ってみて、ほぼそういう時間に相当するというようなことで判断するという基準だけ考えておいて、それであてはまるのかどうかということ、次回もう少し見させていただく。そうしませんと、おそらくまた現実にあわない状況を作り出してしまおうことになってしまうと思います。大学は夜間部があるのですけれども、夜間部の勤務者は3時から9時なのですよ、常勤職であっても。その代わりに給料は一緒なのです。勤務時間が短い代わりに夜なんですよ。だから常勤職であっても短時間なのですよ。そういう場合に、判断の仕方が難しいですよ。だからそういう場合もあるので、ちょっと難しいなとは思っていますよね。

川又委員：

子どものために勤務時間を夫婦ですらして、片方が定時制にするとかもありますものね。

森田会長：

ありますよね。でもそれは子ども達にとって、親たちが配慮することなので、そういうことを妨げるような方法は取りたくないじゃないですか。やはり親たちが出来る限り工夫して、出来るだけ短い保育時間で、コンスタントな生活を子どもたちに保証するというのはいいことなので、そういういいことはやってほしい。けれども、できない部分についてはきちんとこちらが状況を評価していくというような、そういうものは必要だろうと思いますね。では時間がきてしまいましたので、今日は就労形態というところで話をさせていただきました。次回は中身として就労のところを確定していき、次回以降は他の条件というところを議論していこうと思います。